

玉城町生活支援コーディネーター業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和 6年 3月 29日

玉城町長 辻村 修一

記

玉城町生活支援コーディネーター業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続するために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネートを目的に業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 概要

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 業務名 | 令和6年度 第 11 号
玉城町生活支援コーディネーター業務 |
| (2) 業務内容 | 玉城町生活支援コーディネーター業務仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和9年3月25日まで |
| (4) 契約上限額 | 15,164,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) |
| | ※令和6年度上限額 4,907,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) |
| | 令和7年度上限額 5,055,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) |
| | 令和8年度上限額 5,202,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) |

3. 参加の資格

参加者要件は次の要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 国・地方公共団体の資格（指名）停止又は資格（指名）除外の措置を受けていない者。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続

開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

4. スケジュール（予定）

項目	期日等
公募案内の公表（公告）	令和6年 3月29日（金）
質問書の提出期限	令和6年 4月 4日（木）
質問書の回答	令和6年 4月 9日（火）
参加申込書及び提案書の提出期限	令和6年 4月11日（木）
プレゼンテーション	令和6年 4月16日（火）（予定）
審査結果通知	令和6年 4月19日（金）（予定）

5. 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書及び企画提案書等の必要書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書【様式4】 1部
- ②会社概要書【任意様式】 1部
- ③企画提案書提出届【様式1】 1部
- ④企画提案書【任意様式】 正本1部、副本6部

※企画提案書には以下の項目を記載（ア～ウの順）し、全体をA4版、両面印刷30ページ以内で作成すること。（A3版の場合は、1ページをA4版2ページとする。また、表紙を付ける場合にはページに含めない。）文字サイズは10.5ポイント以上とし、カラー印刷での提出も可とする。

ア 別添仕様書「6. 業務内容」に記載された項目に関する提案

イ 業務実施計画

ウ その他（本業務遂行にあたり、仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他社に対して優位であると思われる点など）

- ⑤見積書【様式2】 1部

※見積書は、封筒に入れ、割印をすること。

(2) 提出期限 令和6年4月11日（木）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出先 「11. 連絡及び提出先」に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。（郵送の場合は書留郵便での送付が好ましい）

- (5) 参加辞退 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を任意の様式で

6. 質問及び回答

- (1) 提出書類

質問書【様式3】による。

- (2) 受付期間

令和6年3月29日（金）から令和6年4月4日（木）まで

- (3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- (4) 提出先 「11. 連絡及び提出先」に同じ

- (5) 提出方法

質問書【様式3】をFAXまたはメールで提出すること。なお、提出後に保健福祉課 地域共生室（電話 0596-58-7373）へ到着の確認を行うこと。

- (6) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、令和6年4月9日（火）までに、質問者全員に対して、FAXまたはメールで回答する。

7. 審査方法・評価基準

- (1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器やパソコン等を使用する場合は、令和6年4月12日（金）正午までに保健福祉課 地域共生室に連絡すること。ただし、映像内容は企画内容と合致したものであること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

- (2) 1社提案

提案者が1社の場合でも、内容の審査を行い選定の可否を決定する。ただし、各審査員の評価点の合計点が満点の60%に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

- (3) 審査項目・評価基準

別紙1を参照。

- (4) プレゼンテーション開催日

令和6年4月16日（火）予定

※開催場所や時間は企画提案提出者に別途通知する。

※1事業者15分間以内を予定（応募事業者数により変更あり）。

※審査員からの質疑10分間程度。

(5) 審査結果

審査結果は、書面で通知する。

(6) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者がやむを得ず辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(7) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

8. 契約の締結等

選定委員会で選定された契約予定者と、契約内容を協議のうえ、契約を締結する。なお、優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

9. 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

10. 留意事項

- (1) 企画提案プロポーザル及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案資料については、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、玉城町個人情報保護法施行条例（令和5年玉城町条例第1号）を遵守すること。
- (6) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。

(7) その他必要な事項は、玉城町会計規則の規定によるものとする。

1 1. 連絡及び提出先

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田4876番地1

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室 担当：西野

電話番号：0596-58-7373 FAX：0596-58-8688

E-mail：hoken@town.tamaki.lg.jp

(別紙1)

玉城町生活支援コーディネーター業務に係る業者選考

審査基準及び配点

審査項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	官民連携した生活支援・生きがいづくりに関する業務の主な契約実績（実施年度、事業名、契約相手先等）	5点	5件以上	4件	3件	2件	1件
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
仕様書「6. 業務内容」に記載された項目に関する提案	【(1) 地域資源開発、地域に不足するサービスの創出】 地域課題の発見のプロセス等が明確にされているか。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【(2) 地域関係者のネットワークの構築と連携体制づくり】 玉城町及び周囲のネットワークを活用した提案となっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【(3) 高齢者等居場所づくり、管理運営、開設支援に関する業務】 居場所の活用が地域課題の解決となっているか。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【(4) 生活支援・介護保険サービスの担い手養成及び活動の場の確保・紹介・マッチング】 互助によるサービスの展開が具体的・現実的な提案となっているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分

	【(5) その他、高齢者の社会参加等の促進において、町が必要と認めるもの】 玉城町の現状を踏まえた内容となっているか。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
業務実 施計画	業務工程が具体的かつ実現 可能なものかなど。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
その他	仕様書に記載された事項に 加えて実施できる提案や他 社に対して優位であると思 われる点など。	10 点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
見積 金額	右の通り	5 点	見積金額満点（5点）×提案された最低額/提案額 （小数点以下は切り捨て）				
合計（100点満点）			_____点				

【様式1】

企画提案書提出届

玉城町長 宛

玉城町生活支援コーディネーター業務について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

令和6年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等	
住所			
電話		FAX	E-mail

【様式 2】

見 積 書 (委託業務関係用)	
見 積 価 格	¥
施行 (履行) 場所	度会郡 玉城町 地内
委託 (業務) 名	玉城町生活支援コーディネーター業務
入 札 保 証 金	
<p>上記金額で玉城町会計規則 (平成 9 年玉城町規則第 10 号) 及び指示のあった条件によって請負したいから見積します。</p> <p>なお、上記金額に 100 分の 110 を加算した額 (1 円未満の端数は切り捨てる。) が契約希望金額です。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">見積者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">玉 城 町 長 宛</p>	

【様式3】

質 問 書

年 月 日

玉城町長 宛

所 在 地

商号又は名称

担当者氏名

印

電 話

F A X

E-mail

玉城町生活支援コーディネーター業務に係る企画提案コンペについて、下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

送付先：玉城町役場保健福祉課地域共生室 〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田 4876-1
電話 0596-58-7373 F A X 0596-58-8688

【様式4】

玉城町生活支援コーディネーター業務
企画提案コンペ参加申込書

年 月 日

玉城町長 宛

私は、令和6年 月 日付で公開された下記の案件に参加したいので、申し込みます。
なお、この申込書の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

記

1. 案件名称 玉城町生活支援コーディネーター業務

2. 誓約事項

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の資格（指名）停止又は資格（指名）除外の措置を受けていない者。
- ③手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

3. 申込書の記載に関する連絡先

名称：
担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail：

※申込書に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。
※本書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局あてに連絡してください。